

2026年4月9日

大手卸売事業者 各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部
部長 和久田 肇

中東情勢を踏まえた適切な販売への御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、我が国における国内のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、「日本全体として必要となる量」を確保することが重要であり、石油の備蓄放出や原油の代替調達等の対策を進めています。

しかしながら、我が国の石油製品の供給は、需要家に到達するまでに、流通段階で多くの関係者がいることから、足元では一部で供給に偏りが生じていると承知しています。

このため、特定石油精製業者等に対しては、国内の石油の安定供給の確保の観点から、石油販売事業者に対して前年同月比と同量を基本として石油の安定供給を実施するよう要請しています。

これら特定石油精製業者等から供給を受ける貴社におかれましては、燃料油価格激変緩和対策補助金の交付対象として認められた卸売販売量が一定以上となる卸売事業者であることを踏まえ、石油製品の安定供給という社会的責任の下、国民生活や経済活動への影響がないよう、貴社の顧客である燃料販売店や需要家に対し、可能な限り前年同月比同量を基本として石油製品を供給することを要請いたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320